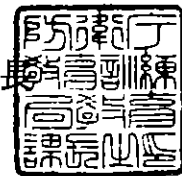


中部新国際空港開港後における明野飛行場周辺空域及び
K訓練／試験空域の運用に関する覚書

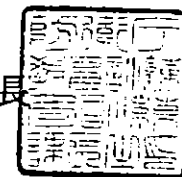
空制第 442号
教教第 6201号
教訓第 6201号
平成8年12月12日

運輸省航空局管制保安部 管制課長

防衛庁教育訓練局 教育課長



防衛庁教育訓練局 訓練課長



運輸省と防衛庁は、「中部新国際空港の整備に伴う空域整備等に関する覚書（平成8年12月12日付空制第441号、教訓第6200号）」に基づき、次のとおり確認する。

1 明野飛行場について

- (1) 運輸省は、自衛隊の航空機が中部進入管制区内を計器飛行方式で飛行するに当たっては、その円滑な運航に十分配慮するものとする。

(2) 運輸省は、自衛隊が別図第1から別図第4までに示す空域において行う現行の基本教育及び練成訓練の円滑な実施を可能とするよう協力するとともに、その他の明野飛行場周辺空域で行う基本教育及び練成訓練についても可能な限り便宜を図るものとする。

(3) 運輸省は、中部進入管制区において基本教育または練成訓練を実施中の自衛隊の航空機から航空交通情報の提供を求められた場合、これらの円滑な実施を確保することに配慮しつつ、当該情報を提供するものとする。

2 K訓練／試験空域について

(1) 自衛隊機は、基本教育、練成訓練、試験飛行等の実施に際し、K-1訓練／試験空域を中部進入管制区との境界線まで最大限に使用する。

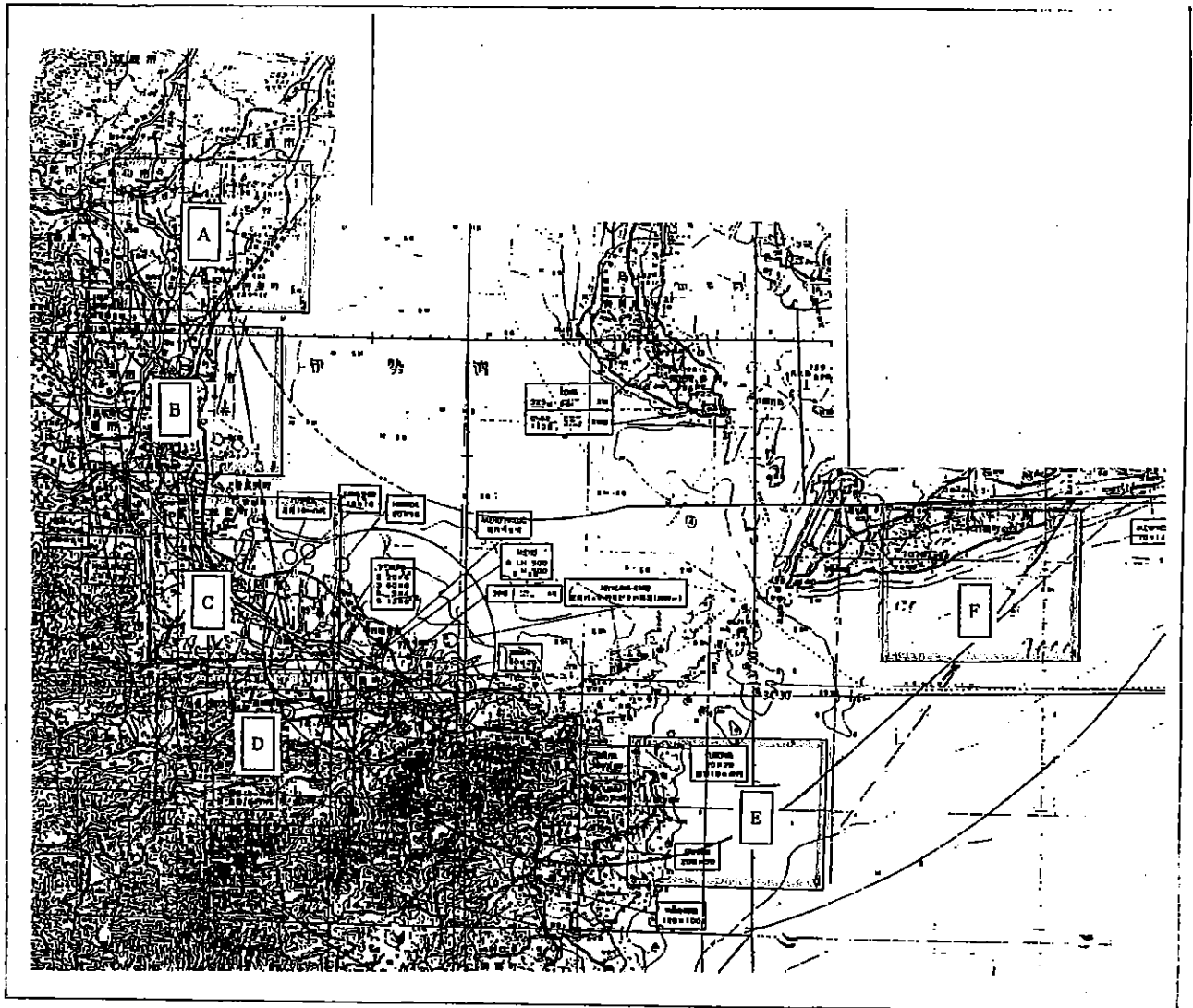
(2) 運輸省と防衛庁の関係機関は、必要に応じ、相互に航空交通情報を提供する等の措置を講じるものとする。

3 運輸省と防衛庁は、民間航空が必要とする空域と防衛庁が基本教育、練成訓練、試験飛行等のために必要とする空域が重複することを認識し、これら空域を有効活用するための施策について協力して構築するものとし、この一環として、中部進入管制所に空域調整を担当する要員を配置する等の措置を講じるものとする。

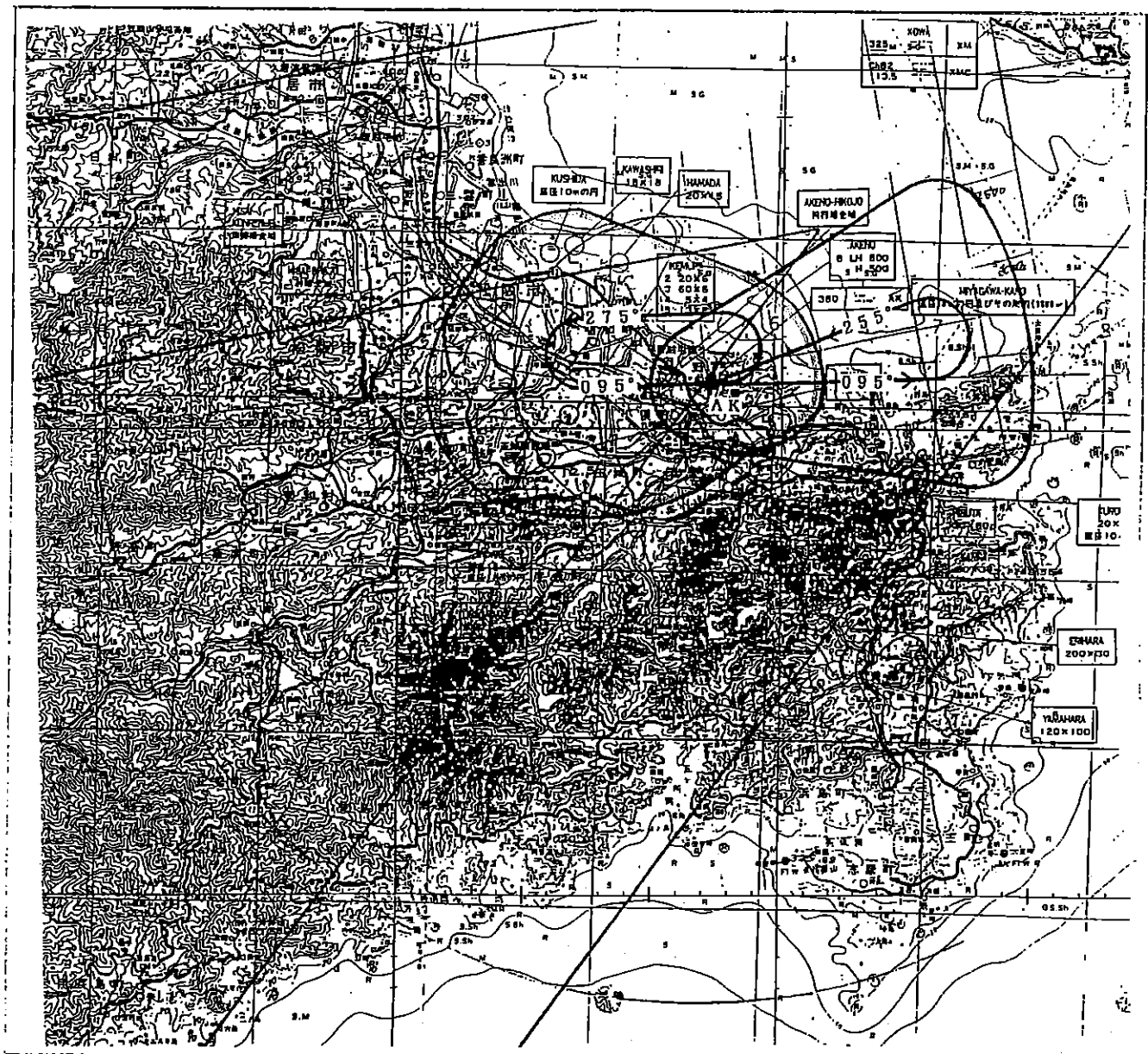
4 本覚書の実施に際し必要な細部事項については、両省庁の関係機関の間で協定を締結するものとする。

有視界飛行訓練に必要な空域 (基本計器飛行)

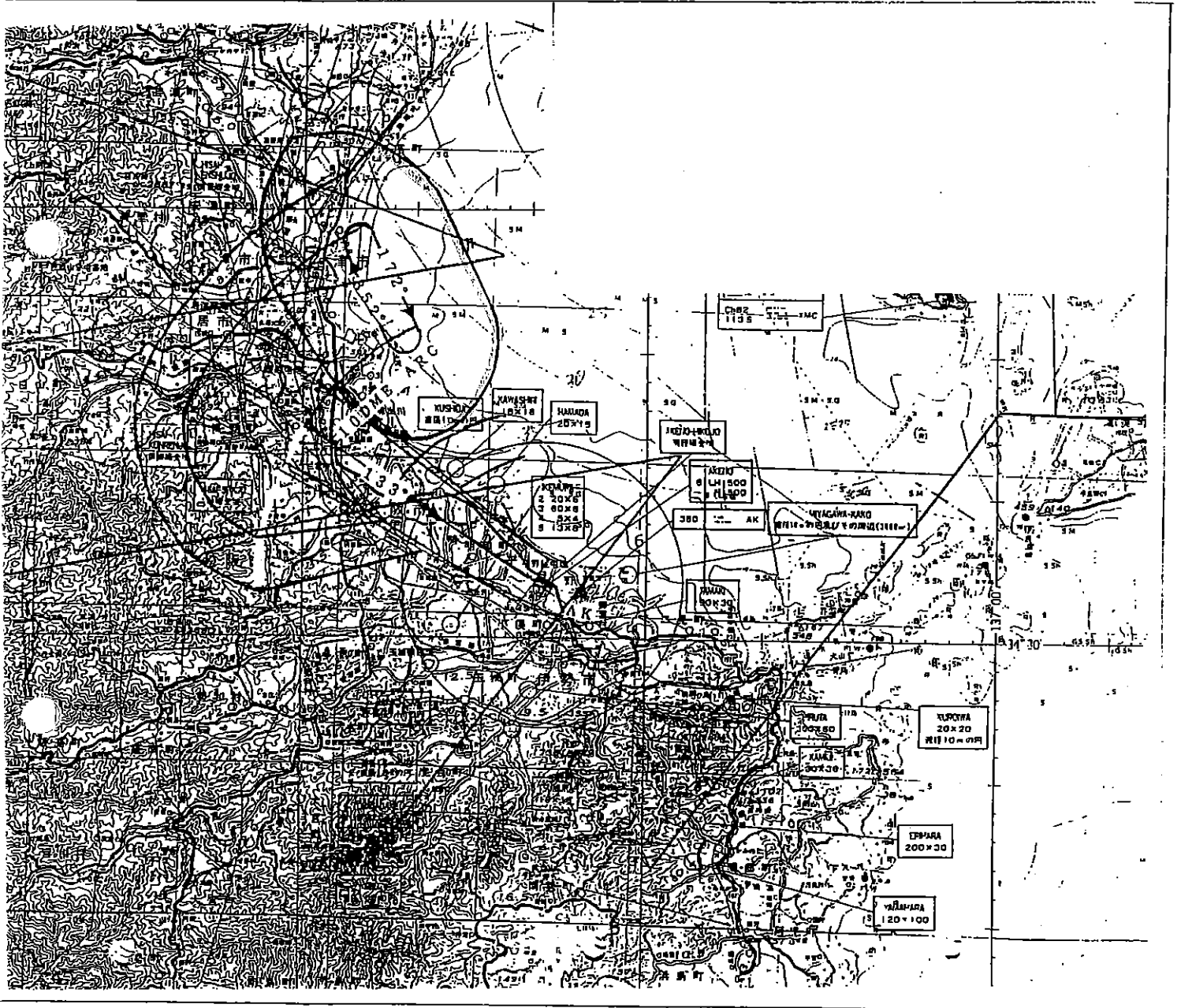
3000ft 以上 係りあり



有視界飛行訓練に必要な空域 (模擬ADF)



有視界飛行訓練に必要な空域 (模擬TACAN-1)



有視界飛行訓練に必要な空域 (模擬TACAN-2)

